## 農地法第3条の規定による許可申請書

大	津	市	農	業	委	員	会	
受付	-		年		月		日	
整理	番号	+						
			年		月		日	

(あて先)

大津市農業委員会会長

<譲受(借)人> <譲渡(貸)人>

住所 氏名 氏名

下記農地(採草放牧地)の(に)所有権( )を移転( )したいので、 農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

記

1 申請者の氏名等(国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

申請者	氏	名	年齢	職業	住	所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者
譲受(借)人								
譲渡(貸)人								

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

	土地(	の表示		地	目	_	所有者の氏名		の使用収益権 ている場合
大	大字(町)	字	地番	登記簿	現況	面 積 (㎡)	又は名称 現所有者が登記簿と 異なる場合は、二段		権利者の氏名 又は名称
津							書で下段に当該現所 有者を ( ) で記載		
市									
111									
	地目別面和	責の合計	田		m²) (灯	E	m²)(採	r	n²)

3 契約の内容

による所有権移転
の設定・移転

4 権利設定・移転しようとする契約の時期等の内容

権利設定	定・利	多転時	10アール当り対価	
	年	月	日	円

賃借権等	等の契:	約期間	賃借料(年額、その他支払の内容)	
自	年	月	日	
至	年	月	日	

#### (記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を それぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。) してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 45 に規定する国籍等(日本 国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住 者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠し た法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調 停等を証する書面を添付してください。
- 4 所定の欄内に記載しきれないとき、他に参考となる事項は別紙に記載添付してください。
- 5 添付書類
  - (1) 申請土地の登記事項証明書※法務局発行の原本 (3ヶ月以内に発行された**全部事項証明書**に限る)
  - (2) 申請土地の位置図 (S=1:2,500程度)
  - (3) 申請土地の現地写真
  - (4) 登記名義人が異なる場合には、真正な権利者であることを証する書面(住所が違っている場合は、住民票等の添付等)
  - (5) 譲受(借)人の他市町村の農業委員会の耕作証明書 ※他市町村に、所有または借りている農地がある場合)
  - (6) 農地復元計画書(様式任意) ※申請の農地が耕作放棄等により原野化等しているような場合には、農地への復元方法 について、詳細に記載したものが必要です。
  - (7) その他

譲受(借)人の所有農地の状況により、状況を是正いただく旨の誓約書の提出を求める場合があります。

## I 一般申請記載事項

### <農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

		農地面積 (㎡)	田	y)	田	樹園地	採草放牧地面積 (m²)
	自作地						
所有	貸付地						
地		所在・	地番	世 登記簿	現況	面積(㎡)	状況・理由
	非耕作地						
		農地面積 (㎡)	田	y	田	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	借入地						
所有地以外	貸付地						
外外の		/·	I.I	地目			IIs See and I
の土地		所在・	地番	登記簿	現況	面積(m²)	状況・理由
	非耕作地						

## (記載要領)

- 1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。 なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 2 「非耕作地」がある場合には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、具体的、かつ、詳細に、状況および理由等を記載してください。また、農地復元計画書(様式任意)等を添付してください。

1-2 権利を取得 等の状況	导しようと	する者又に	よその世帯	5員等の機	械の所有の	の状況、農	作業に従事	するネ	雪の数
(1) 作付(予定)作	物、作物別	川の作付面	積						
	田	畑			樹園地		採	草	
								放牧	地
作付(予定)作物									
権利取得後の 面積(㎡)									
(2) 大農機具又は	2) 大農機具又は家畜								

種類			
数量			
所有			
確保しているもの			
リース			
所有			
導入予定のもの			
リース			
リース 資金繰りについて			

/		- <del>-</del>		· /-	1
1	≕⊢	= :	· ш	循	
١.	H .	·шv	-/-	· пы	

- (記載要領) 1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」 とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
  - 2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3)	農作業に従事する者	Ź.
()	扇114米に14円乗りなり4	⇒ -

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況 農作業歴 年、農業技術修学歴 年、その他( )

② 世帯員等その	現在:	(農作業経験の状況:	)
他常時雇用している労働力(人)	増員予定:	(農作業経験の状況:	)
③ 臨時雇用労働	現在:	(農作業経験の状況:	)
力(年間延人数)	増員予定:	(農作業経験の状況:	)

④ ①~③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの 平均距離又は時間

2	その法人の構成員等の	状況(	別紙に訂	己載し、	添付して	こくださ	(い。)						
<	農地法第3条第2項第3	号関係	>										
3	信託契約の内容(信託の	引受けり	こより権	利が取行	导される	場合のみ	な記載し	てくださ	( ° ()				
_	HER LILL VI. After C. At After C. TITT falls A.	m 88 64											
4	農地法第3条第2項第4 権利を取得しようとす の従事状況 (「世帯員等」とは、住居及び生ま いいます。)	る者又	はその	の世帯	員等0	つその	行う幇	作又に	は養畜	の事業	美に必?	要な農	
	<ul><li>(1) その行う耕作又は養</li><li>(2) 年齢</li><li>(3) 主たる職業</li><li>(4) 権利取得者との関係</li><li>(5) その者の農作業への</li></ul>												
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	その行う耕作又は養畜の事 業に必要な農作業の期間												
	その者が農作業に常時従事 する期間												
(	「農作業に常時従事する期間」とにとをいいます。)	は、その	期間、必	必要な農	作業(耕	<u> </u> うん、播	I F種、施原	巴、刈取	り等)に	いつで	L も従事で	きる状態	<u></u> まにあるこ
(	6) 申請土地の営農計画												
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	令和 年												
												<u> </u>	

**<農地法第3条第2項第2号関係>**(権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

※計画どおりに営農されているかどうかを現地確認する場合があります。

令和

令和

年

/	典州法策	3条管	9 頂笛	5号関係>
`	应地位先	0 74 75	<b>ム 切り</b>	ひか学がポン

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに目を付してください。
□ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
□ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
□ その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。 (表作の作付内容= 、裏作の作付内容= )
□ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。
〈農地法第3条第2項第6号関係〉 6 周辺地域との関係 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。 ※1 例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。 ※2 耕作等の事業内容および農地の位置・規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがあると認められる場合には、許可できません。

# Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。 (留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から○○日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の○年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

#### <農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような 役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

改の取伏のの度寸、飲音板音対象への励力等について記載してくたさい。/	

<農地法第3条第3項第3号関係>(権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

- 8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業 に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況
  - (1) 氏名
  - (2) 役職名
  - (3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間:年 か月 そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間:年 か月(直近の実績)

年 か月(見込み)

### Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

- 9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Iの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。
- (1) 以下の場合は、Iの記載事項全ての記載が不要です。
  - □ その取得しようとする権利が地上権(民法(明治 29 年法律第 89 号) 第 269 条の 2 第 1 項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の 内容」欄に記載してください。)

- □ 農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第 11 条の50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
- □ 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合 (景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)
- (2) 以下の場合は、Iの1-2 (効率要件)及び2 (農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。
  - □ 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧 地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究 又は農事指導のために行われると認められる場合
  - □ 地方公共団体(都道府県を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公 用又は公共用に供すると認められる場合
  - □ 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会 福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧 地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
  - □ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究 開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地 をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

□ 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを限 く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園 その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認めら れる場合
□ 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
□ 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の 対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要なが設の用に供すると認められる場合
(留意事項)     上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。     その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する諸決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの     地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方を共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人     □ 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権
利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合
(事業・計画の内容)

(3) 以下の場合は、Іの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。